

日野町高校生等奨学金給付要綱

令和元年7月8日

教委要綱第4号

改正 令和2年6月1日教委要綱第6号

(目的)

第1条 高等学校、工業高等専門学校、高等特別支援学校または特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）に通学する生徒（以下「高校生等」という。）を有する世帯に給付型奨学金を支給することにより、高校生等が、経済的理由により進学、修学に支障をきたすことなく、自らの適性に合った進路を選択し、意欲的に学業に専念することに資することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 日野町高校生等奨学金（以下「奨学金」という。）の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、高等学校等の第1学年から第3学年に在籍する者の保護者で町長が認定した者（以下「認定者」という。）とする。

(1) 日野町内に住所を有する高校生等

(2) 入寮等のために一時的に日野町から町外に住所を移している高校生等

(給付金額)

第3条 奨学金の給付金額は生徒1人当たり年額2万5千円とする。ただし、年度中途で認定者となった場合の給付金額は、別表に掲げる額とする。

(給付認定申請)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、日野町高校生等奨学金給付認定申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の5月1日から1月31日までの間に町長に提出しなければならない。ただし、当該年度の2月1日以降に第2条に規定する要件に該当する者となつた場合は、当該年度の3月31日までの間に、申請することができる。

(1) 高校生等の在学証明書

(2) その他必要な書類

(給付認定)

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を日野町高校生等奨学金給付認定結果通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(奨学金の支払)

第6条 奨学金は、原則として申請日の翌月末までに給付するものとする。

(給付手続)

第7条 日野町補助金等交付規則（昭和45年規則第20号）第13条第1項の着手届、第14条第1項の完了届、第18条第1項の実績報告は省略する。同規則第21条第1項の補助金等の交付の請求は給付認定申請と兼ねるものとし、添付書類は省略するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則(令和元年要綱)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第4条に定める給付認定申請の期間について、令和元年度については、公布日から令和2年1月31日までの間とする。ただし、令和2年2月1日以降に第2条に規定する要件に該当する者となった場合は、令和2年3月31日までの間に、申請することができる。

附 則(令和2年要綱)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

入学、進級または日野町へ転入した日	給付金額
4月1日から 4月末日まで	25,000円
5月1日から 5月末日まで	23,000円
6月1日から 6月末日まで	21,000円
7月1日から 7月末日まで	19,000円
8月1日から 8月末日まで	17,000円
9月1日から 9月末日まで	15,000円
10月1日から 10月末日まで	13,000円
11月1日から 11月末日まで	11,000円
12月1日から 12月末日まで	9,000円
1月1日から 1月末日まで	7,000円
2月1日から 2月末日まで	5,000円
3月1日から 3月末日まで	3,000円

様式第1号（第4条関係）

日野町高校生等奨学金給付認定申請書

年　　月　　日

日野町長様

日野町高校生等奨学金の給付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者（保護者）

住所

氏名

(印)

連絡先（電話番号）

2. 高校生等

氏名

学校名

学年

(入学年月日)

年　月　日

3. 添付書類

2に記載した者の在学証明書

※一時的に日野町外に住所を移している場合

2に記載した者の住民票

様式第2号（第5条関係）

日野町高校生等奨学金給付認定結果通知書

（申請者）

様

年 月 日

年 月 日付で申請のあった日野町高校生等奨学金について、下記のとおり認定（不認定）したので通知します。

記

1. 審査結果

認定

不認定

2. 支給対象高校生等

氏名

学校名

学年

（入学年月日）

年 月 日

3. 給付金額

円

4. 不認定の場合、その理由